

第 2 回「三番瀬再生会議」

平成 17 年 1 月 26 日 (水)
午後 6 時 ~ 8 時 30 分
浦安市民プラザ WAVE 101

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 三番瀬再生会議の役割等について

(2) スケジュールについて

ア 個別検討委員会の基本的な考え方について

(3) 三番瀬再生会議への報告事項

ア 平成 16 年度事業について

イ 平成 17 年度県予算について

(4) その他

ア 千葉港葛南中央地区 (- 12 m) 岸壁の整備について

イ 行徳塩性湿地における貧酸素水改善実験について

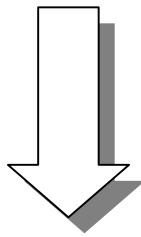
4 閉 会

(注)資料 No-1 から 4 は、平成 16 年 12 月 27 日に開催した第 1 回三番瀬再生会議と同じものです。

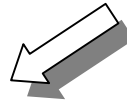
三番瀬再生会議の設立に向けての経過

三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）

三番瀬再生計画案を策定し知事に提案する。
（平成16年1月22日、再生計画案を知事に提出）

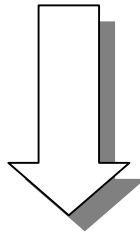


・（仮称）三番瀬再生会議
について説明



（仮称）「三番瀬再生会議」準備会

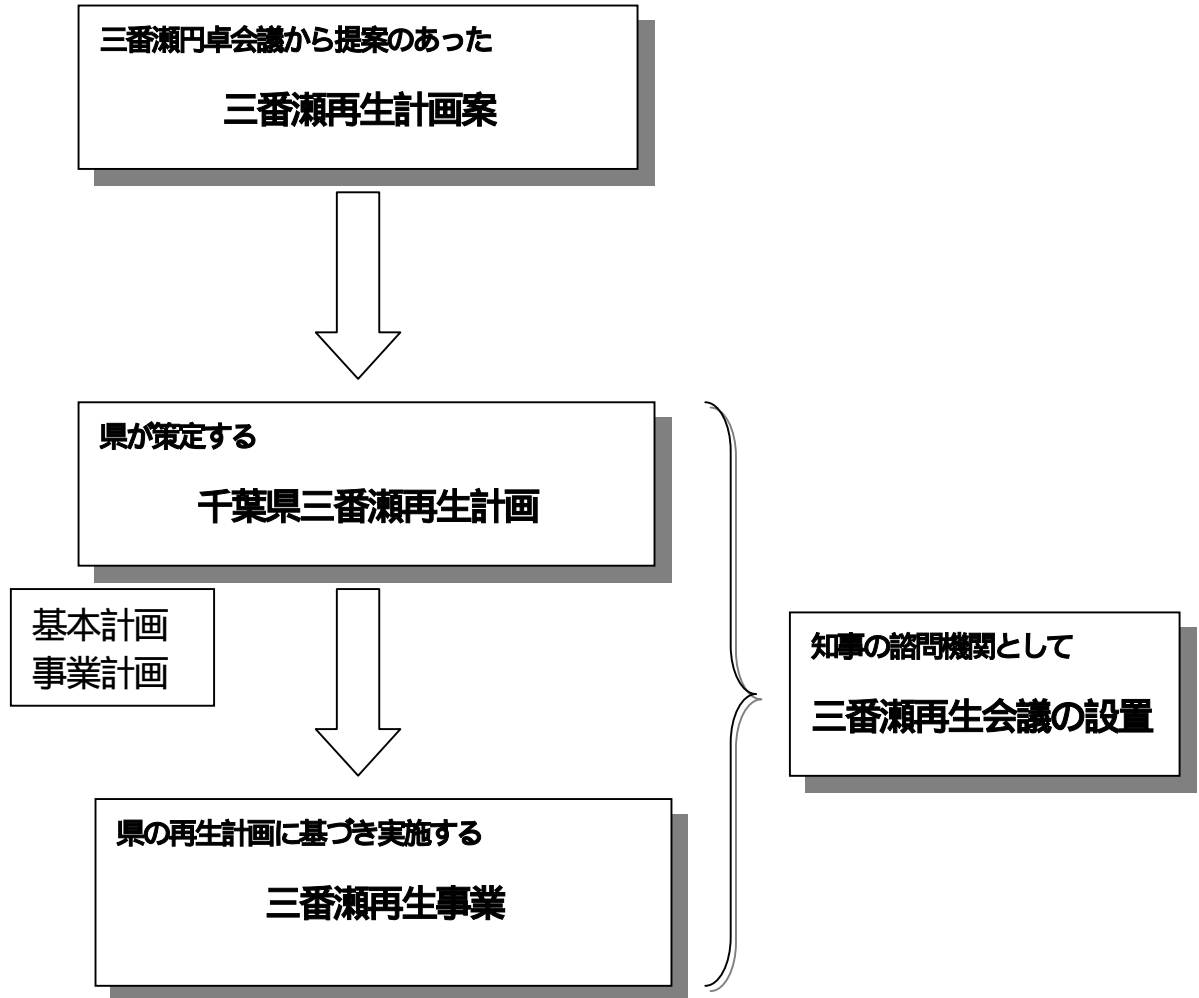
（仮称）三番瀬再生会議のあり方等について意見を述べる
（平成16年8月31日、9月24日に開催）



三番瀬再生会議

千葉県三番瀬再生計画について知事の諮問に応じ答申する。
事業計画の事前説明に対する意見を述べる。

三番瀬再生事業の実施方法



「県三番瀬再生計画」(基本計画)は、第2回三番瀬再生会議において、提示します。

「県三番瀬再生計画」(事業計画)策定のため、必要に応じて「個別の検討委員会」を知事の下に設置します。

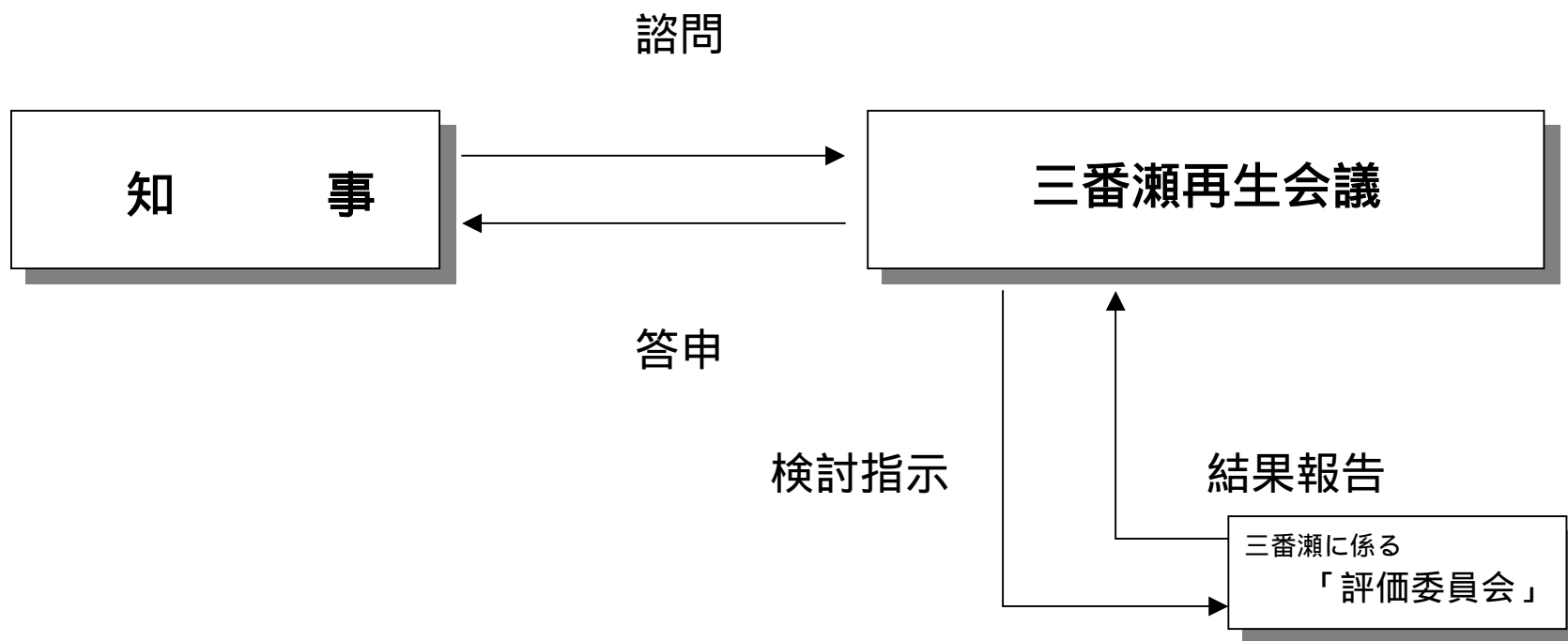
三番瀬円卓会議と三番瀬再生会議の機能等の対比表

平成 16 年 1 2 月 2 7 日

千 葉 県

項 目	三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）	三番瀬再生会議
目 的	三番瀬の再生計画を検討し知事に提案するため、学識経験者、地元住民、漁業関係者、環境保護団体、県民、国、県地元市等により構成する「三番瀬再生計画検討会議」を設置する。	三番瀬の再生、保全及び利用についての知事の諮問機関として、知事が三番瀬再生計画案を尊重して策定する再生計画及びそれに基づき実施する再生事業に対する意見を述べるとともに、三番瀬の再生を県民とのパートナーシップのもと能動的に進めることを目的として学識経験者、地元住民、漁業関係者、環境保護団体等から構成する三番瀬再生会議（以下「再生会議」という。）を設置する。
所掌事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 三番瀬の再生計画案の作成に関すること。 2 小委員会及び専門会議に関すること。 3 知事が三番瀬の再生に関し、依頼する事項 4 その他会長が必要と認めた事項 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県が策定する千葉県三番瀬再生計画について、知事の諮問に応じ答申を行うこと。（基本計画の策定及び見直し等） 2 三番瀬の再生、保全及び利用に係る重要事項について、知事の事前説明に対し意見を述べる。（事業計画を検討するための組織のあり方、事業計画案、再生事業等） 3 実施事業の内容や環境影響についての検討状況等の報告を受け、意見を述べること。 4 三番瀬の自然環境及び再生事業について評価すること 5 必要があると認めるときは、三番瀬等の再生、保全及び利用に関して、知事に意見を述べること。 6 その他会長が必要と認めた事項について、知事に建議すること。
住民参加 情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・公開による会議開催、 ・開催情報、会議資料、会議結果、議事録をホームページで公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開による会議開催、 ・開催情報、会議資料、会議結果、議事録をホームページで公開
下部組織	海域小委員会、護岸・陸域小委員会、再生制度検討委員会及び専門家会議を設置	専門家により構成される「評価委員会」の設置を予定

知事と三番瀬再生会議の関係



「三番瀬再生会議」設置要綱（案）

（目的）

第1条 三番瀬の再生、保全及び利用についての知事の諮問機関として、知事が三番瀬再生計画案を尊重して策定する再生計画及びそれに基づき実施する再生事業に対する意見を述べるとともに、三番瀬の再生を県民とのパートナーシップのもと能動的に進めることを目的として、「三番瀬再生会議」を設置する。

（所掌事務）

第2条 三番瀬再生会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

- （1）県が策定する千葉県三番瀬再生計画について、知事の諮問に応じ答申を行うこと。
- （2）三番瀬の再生、保全及び利用に係る重要事項について、知事の事前説明に対し意見を述べること。
- （3）実施事業の内容や環境影響についての検討状況等の報告を受け、意見を述べること。
- （4）三番瀬の自然環境及び再生事業について評価すること。
- （5）必要があると認めるときは、三番瀬の再生、保全及び利用に関して、知事に意見を述べること。
- （6）その他会長が必要と認めた事項について、知事に建議すること。

（委員）

第3条 三番瀬再生会議の委員の構成、定数は、別表第一のとおりとし、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（オブザーバー）

第4条 オブザーバーは別表第二に掲げる者をもって充てる。

（会長等）

第5条 三番瀬再生会議に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の中から知事が指名する。

3 副会長は、会長の指名により定める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長は、三番瀬再生会議の会務を総理し、三番瀬再生会議を代表する。

(会 議)

第6条 三番瀬再生会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 三番瀬再生会議の結論は、委員の合意に基づき会長が判断する。
- 4 会長は、会議参加者の意見やインターネット等を用いた県民の意見を聞くように努めるものとする。
- 5 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

(評価委員会の設置)

第7条 三番瀬再生会議に「評価委員会」を置く。

- 2 評価委員会は、三番瀬再生会議の指示に基づき、次の事務を行うものとする。
 - (1) 自然環境の定期的なモニタリング手法の検討及びモニタリング結果に基づく三番瀬の全体の影響の評価
 - (2) 再生事業の実施に伴う周辺環境への影響予測、モニタリング手法に対する意見及びモニタリング結果に基づく影響の評価
 - (3) 評価に基づく再生事業の継続の適否について三番瀬再生会議への報告
 - (4) その他再生事業についての専門的な分野における助言

(事務局)

第8条 事務局は、三番瀬再生会議及び評価委員会の運営に必要な事務を行う。

- 2 三番瀬再生会議の事務局は、総合企画部企画調整課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、三番瀬再生会議の運営に関し必要な事項は会長が三番瀬再生会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年 月 日から施行する。

別表第一

(委員の構成及び定数)

構 成	定 数
1 学識経験者	25人以内
2 地元住民	
3 公募による者	
4 漁業関係者	
5 環境保護団体関係者	
6 地元の経済界・産業界関係者	

別表第二

(オブザーバー)

機 関 名
水 産 庁
国 土 交 通 省
環 境 省
市 川 市
船 橋 市
習 志 野 市
浦 安 市

三番瀬再生会議の役割について

平成16年12月27日
千葉県

知事は、三番瀬再生計画案を尊重して再生計画（基本計画及び事業計画）を策定するとともに、三番瀬の再生は、マネジメントサイクルの考え方に従い進めることとし、三番瀬再生会議との関わり方を次のように整理をした。

1 再生計画の策定

(1) 再生計画（基本計画）の策定

- ・三番瀬再生会議は、知事から再生計画(基本計画)の諮問を受け、知事に答申を行う。
- ・知事は、答申を受け、広く県民の意見を募集した上で、再生計画(基本計画)を策定する。

(2) 再生計画（事業計画）の策定

- ・三番瀬再生会議は、知事から「個別の検討委員会」を設置するための基本的な考え方（委員の基本構成、検討委員会の運営方法、検討結果の報告方法）について説明を受け、知事に対して意見を言う。
- ・知事は、三番瀬再生会議からの意見を受け、「個別の検討委員会」を設置するための基本的な考え方を定める。
- ・知事は、事業計画を策定するにあたり、必要に応じ、基本的な考え方に則り「個別の検討委員会」を設置することができる。
- ・三番瀬再生会議は、知事から事前に再生計画(事業計画)について説明を受け、知事に対して意見を言う。
- ・知事は、三番瀬再生会議の意見を受け、広く県民の意見を募集した上で、再生計画(事業計画)を策定する。

2 再生事業の実施

第1段階 事業計画に基づく実施計画の策定（Plan）

- ・知事は、再生計画(事業計画)に基づき策定する実施計画について、環境調査等による事前の情報収集を行い、事業の実施が三番瀬の再生へ寄与すること及び環境への影響について事前に評価したうえで、計画を策定するものとする。
また、その経過についても、三番瀬再生会議へ報告するものとする。

第2段階 再生事業の実施（D o）

- ・知事は、三番瀬再生会議の意見を考慮して、再生事業を実施する。また、事業実施に伴う環境のモニタリングを実施する。

第3段階 評価（C h e c k）

- ・三番瀬再生会議は、知事から三番瀬全体の自然環境の継続的なモニタリング及び事業の実施に伴い実施する環境のモニタリング結果（以下「モニタリング結果」という。）について報告を受ける。
- ・三番瀬再生会議は、知事から報告のあったモニタリング結果について、専門家により構成される「評価委員会」に対し、モニタリング結果の評価を指示する。
- ・「評価委員会」は、三番瀬の自然環境が改善に向かっているかどうか、また再生事業が三番瀬の自然環境に影響がないかどうか評価し、その結果を三番瀬再生会議に報告する。
- ・三番瀬再生会議は、「評価委員会」から報告を受け、知事に必要な措置を講ずることを含め意見を述べる。
- ・三番瀬再生会議は、必要があると認めるときは、知事に三番瀬の再生、保全及び利用について意見を述べるができる。
- ・また、知事は再生事業が終了した後も、一定の期間、環境のモニタリングを実施し、三番瀬再生会議へ報告するものとする。

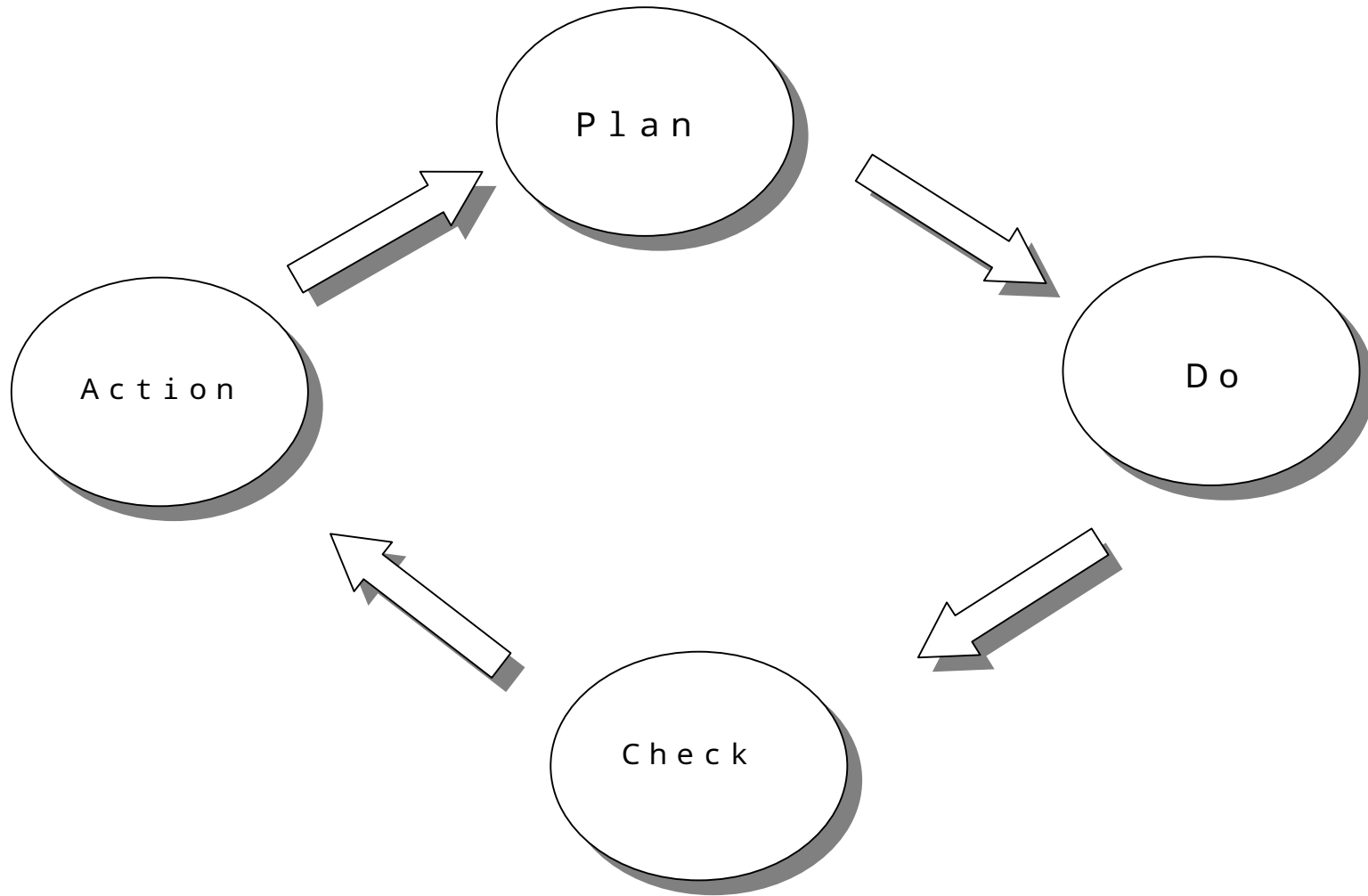
第4段階 対策の検討（A c t i o n）

- ・知事は、三番瀬再生会議からの報告を受け、再生事業の終了、継続、見直し、中止を決定する。また、知事は再生事業の如何を問わず、三番瀬の自然環境が悪化することが懸念される場合には、三番瀬再生会議と協議して、対策を講じることとする。

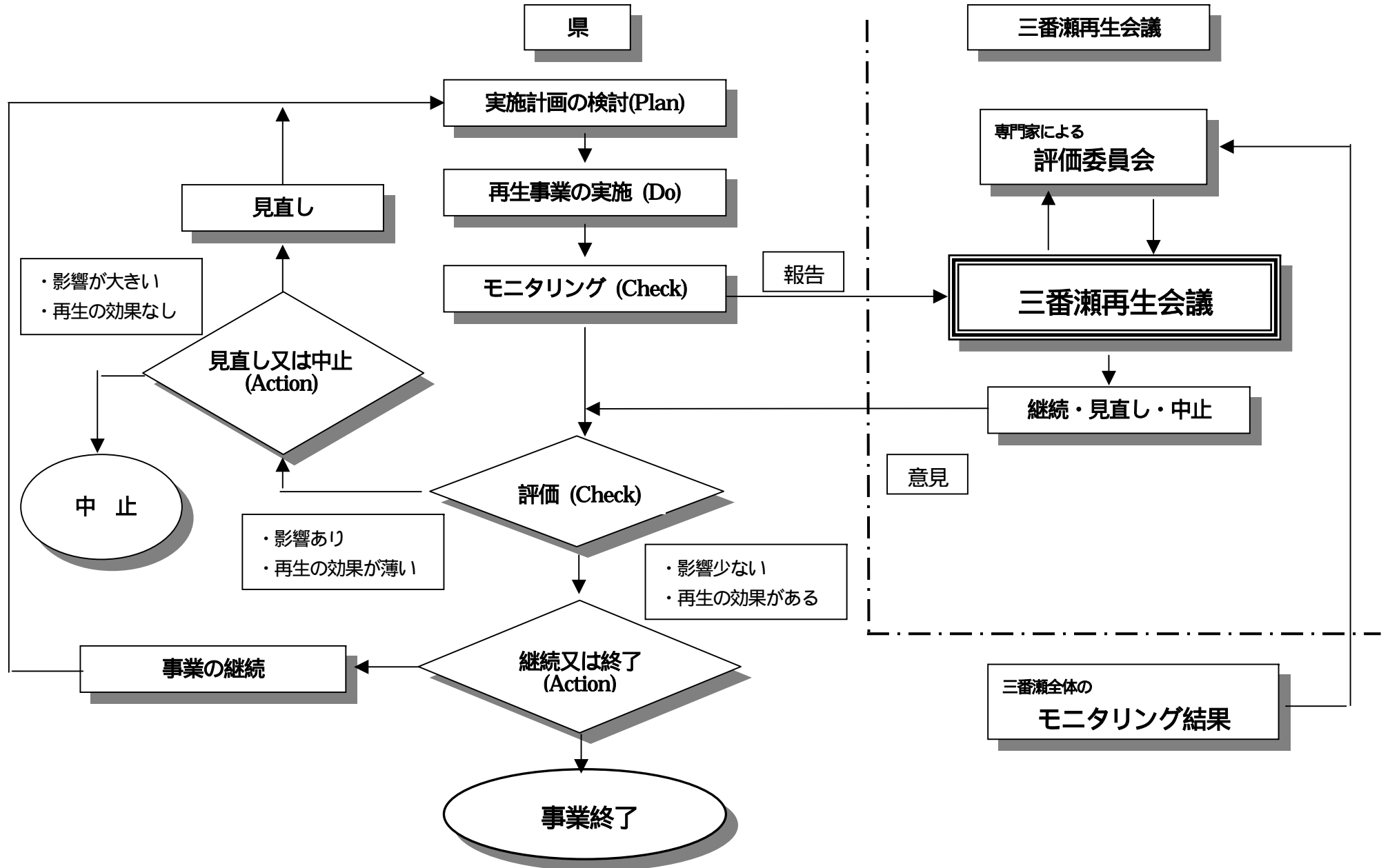
3 その他

県の再生計画の策定及び再生事業などについて、会長が必要と認めた事項については、知事に建議できることとする。

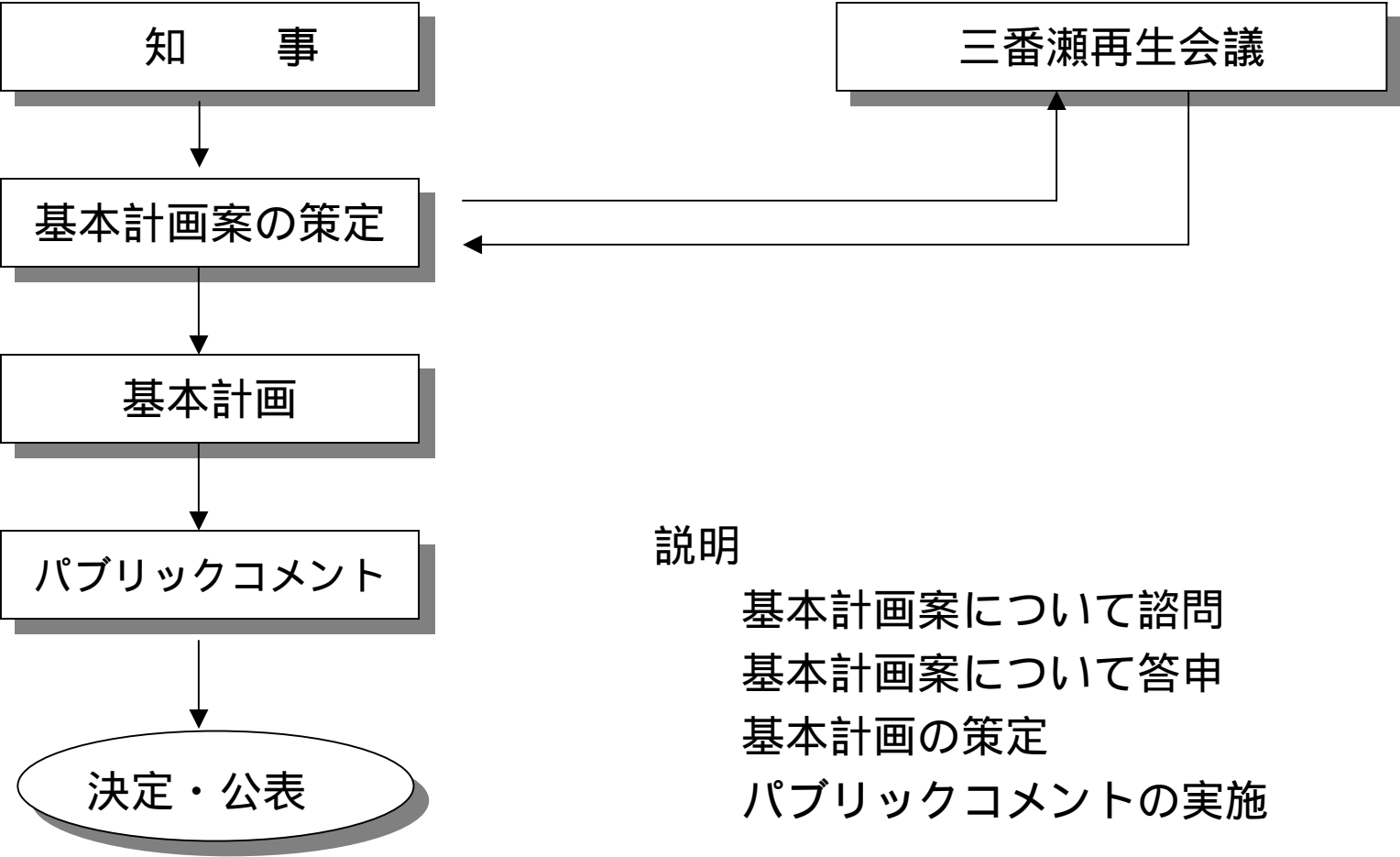
マネージメント・サイクルの考え方



マネージメントサイクルによる三番瀬再生事業の進め方(案)



基本計画策定に当たっての手順（案）



説明

- 基本計画案について諮問
- 基本計画案について答申
- 基本計画の策定
- パブリックコメントの実施

三番瀬に係る「評価委員会」について（案）

平成17年1月26日
千葉県

1 目的

三番瀬の再生を進める上で、再生計画に基づく再生事業と再生事業の実施に伴う影響を含めた三番瀬の全体の自然環境への影響を評価するため、三番瀬再生会議の下部組織として専門家による「評価委員会」を設置する。

2 構成

委員会の構成は10名程度とし、構成分野は次のとおりとする。

また、必要に応じて、そのほかの専門分野の学識経験者についても参加を求めることができる。

- (1) 都市計画
- (2) 海洋環境
- (3) 鳥類
- (4) 環境アセスメント
- (5) 水環境
- (6) 底生生物
- (7) 水生生物
- (8) 海岸工学
- (9) 漁業
- (10) 景観

3 役割

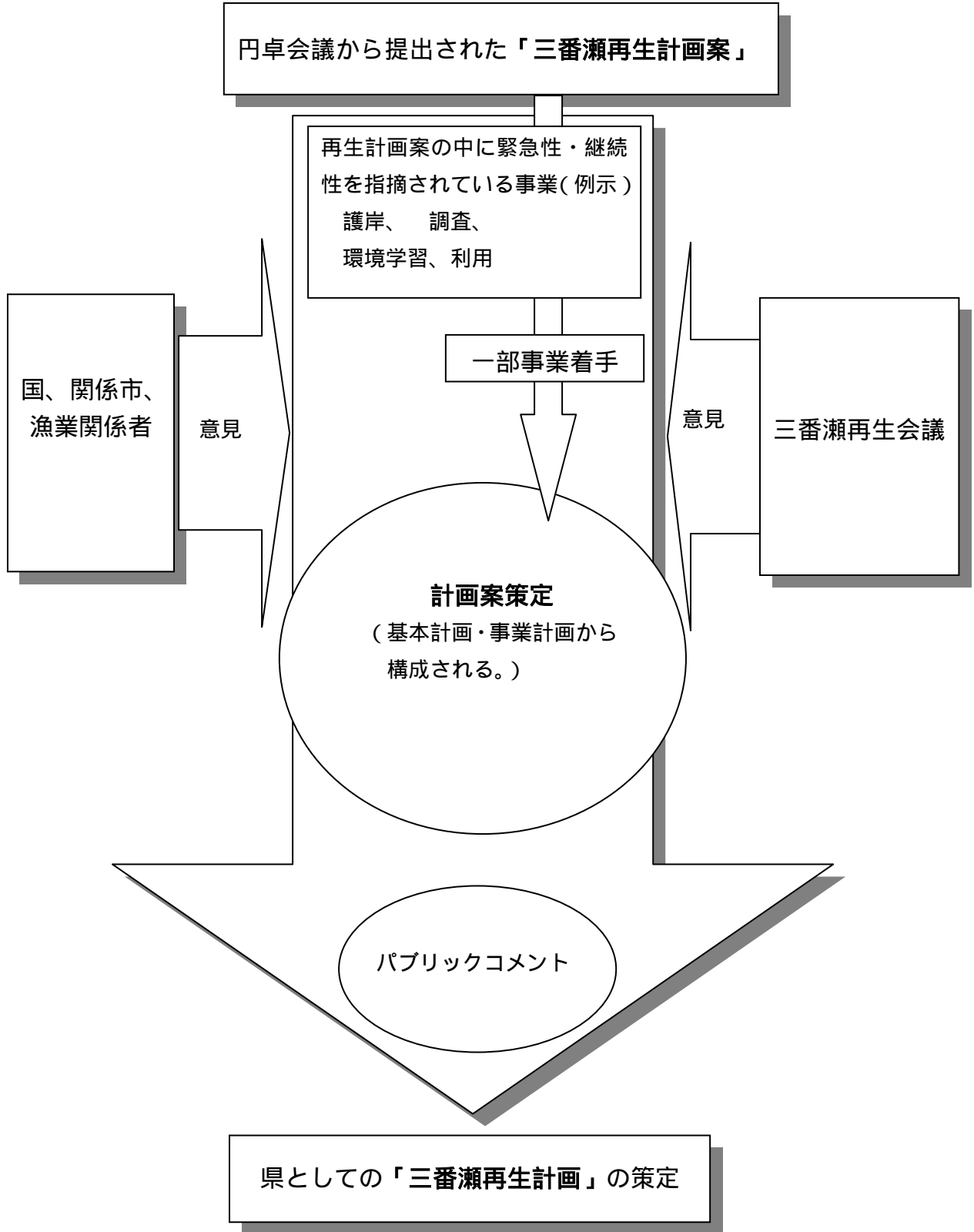
三番瀬の再生を進めるに当たり、三番瀬再生会議からの指示により、次のような役割を担うものである。

- (1) 自然環境の定期的なモニタリング手法の検討及びその結果に基づく三番瀬全体の影響の評価
- (2) 再生事業の実施に伴う周辺環境への影響予測、影響予測手法に対する意見及び影響予測結果に基づく影響の評価
- (3) 影響評価に基づく再生事業の継続の適否について三番瀬再生会議への報告
- (4) その他再生事業についての専門的な分野における助言

4 会議の開催方法

- (1) 公開による会議の開催
- (2) 情報公開の方法
 - ア 会議の開催情報、会議資料及び会議録について、インターネットを活用した情報公開
 - イ 会議参加者にも委員と同じ会議資料の配付
 - ウ 会議の開催状況について、インターネットを活用した映像配信についての検討
- (3) 会議参加者に対する発言機会の付与

三番瀬再生計画の策定と並行して進める事業の進め方（イメージ）



三番瀬再生計画策定スケジュール(案)

平成16年12月27日

	会議開催等	再生計画関係	備考
H16年12月	<p>第1回三番瀬再生会議開催(12月27日)</p> <p>議題:(1)三番瀬再生会議の組織について (2)スケジュールについて ア 個別検討委員会の基本的な考え方について (3)三番瀬再生会議への報告事項 ア 平成16年度事業について イ 平成17年度県予算について</p>	<p>基本計画案 ・国との協議 ・地元市との協議 ・漁業関係者との協議</p>	<p>個別の検討委員会</p>
	<p>第2回三番瀬再生会議開催</p> <p>議題1.再生計画案(基本計画案)の諮問 (報告事項) 1.個別検討委員会について</p>	<p>基本計画案 ・国との協議 ・地元市との協議 ・漁業関係者との協議</p>	<p>個別の検討委員会</p>
	<p>第 回三番瀬再生会議開催</p> <p>議題1.再生計画案(基本計画案)の答申</p>	<p>県再生計画案(基本計画案)に係るちば づくり県民コメント制度によるパブリック コメントの実施</p>	<p>個別の検討委員会</p>
	<p>パブリックコメントへの対応</p> <p>第 回三番瀬再生会議開催</p> <p>内容:パブコメ結果と対応の報告、基本計画案の修正の報告</p>	<p>県再生計画案(基本計画案)に係るちば づくり県民コメント制度によるパブリック コメントの実施</p>	<p>個別の検討委員会</p>
	<p>(再生計画(基本計画)の決定)</p>		

三番瀬再生計画の策定と並行して進めるべき事業

1 三番瀬再生計画検討会議から提出された三番瀬再生計画案

三番瀬再生計画案では、継続して取り組むべき事業や早急に取り組むべき事業が提案され、その必要性についても以下のとおりの記述がされている。

以下再生計画案からの抜粋（カッコ内のページは再生計画案のページを指す。）

5 海と陸との連続性・護岸

(4) アクションプラン(100から101ページ)

また、塩浜1丁目をはじめ護岸の老朽化に伴う危険性が指摘されていますので、**緊急に安全な護岸を整備すべき**です。

海岸保全区域は、塩浜2・3丁目では、現在の海岸線に幅を持った形で設定し、塩浜2丁目と1丁目の境を陸側に折れ、内陸の海岸保全区域と結ぶものとすべきです。なお、塩浜1丁目では、海岸保全区域とはしないものの、越波を防止できる程度の安全性を確保した護岸を**緊急に整備**すべきです。

7 海や浜辺の利用

(4) アクションプラン(125ページ)

必要なルールについては、ゴミの放置、過剰な採集、節度の無いマリンレジャーなど、三番瀬の保全を妨げる利用をなくしていくように、円卓会議の方向性を受けて、公開で議論していく必要があります。さらに、各地域で施設や市民が中心となって適正な利用に必要な細かなルールを定めていくようにします。これらの際、負荷の許容量やライフサイクルを考えた規制など、専門家による的確なアドバイスが必要です。

今後は公園管理でおこなうこと、キャンペーン・イベントでおこなうこと、再生の場の維持・管理や、周辺の街づくりと協同して行うことなど、**早期に**できるものから各市域で進めていきます。

8 環境学習・教育

(4) アクションプラン(135ページ)

今後、環境学習・教育のための施設(三番瀬センター)を設立して、三番瀬と周辺地域の全体をエコ・ミュージアムとして活用し、活性化をはかり、維持管理・調査研究等にあたるため、市民やNPO・NGO、行政、各市の博物館相当施設、教育機関など、**関係する多様な主体による設立準備委員会(三番瀬エコ・ミュージアム準備委員会; 仮称)をただちに組織**し、きちんと時間をかけて論議していきます。

第三章 課題

4) 科学的な調査の継続・充実 (158 ページ)

三番瀬の再生にあたって、しっかりとした科学的な調査を継続的、定期的に行い、その結果にもとづいた検討を行うことが不可欠です。これまで、多くの調査がなされてきましたが、依然として十分な科学的なデータが得られていません。今後、さらに科学的な調査を継続し、充実していく必要があります。

2 県の考え方

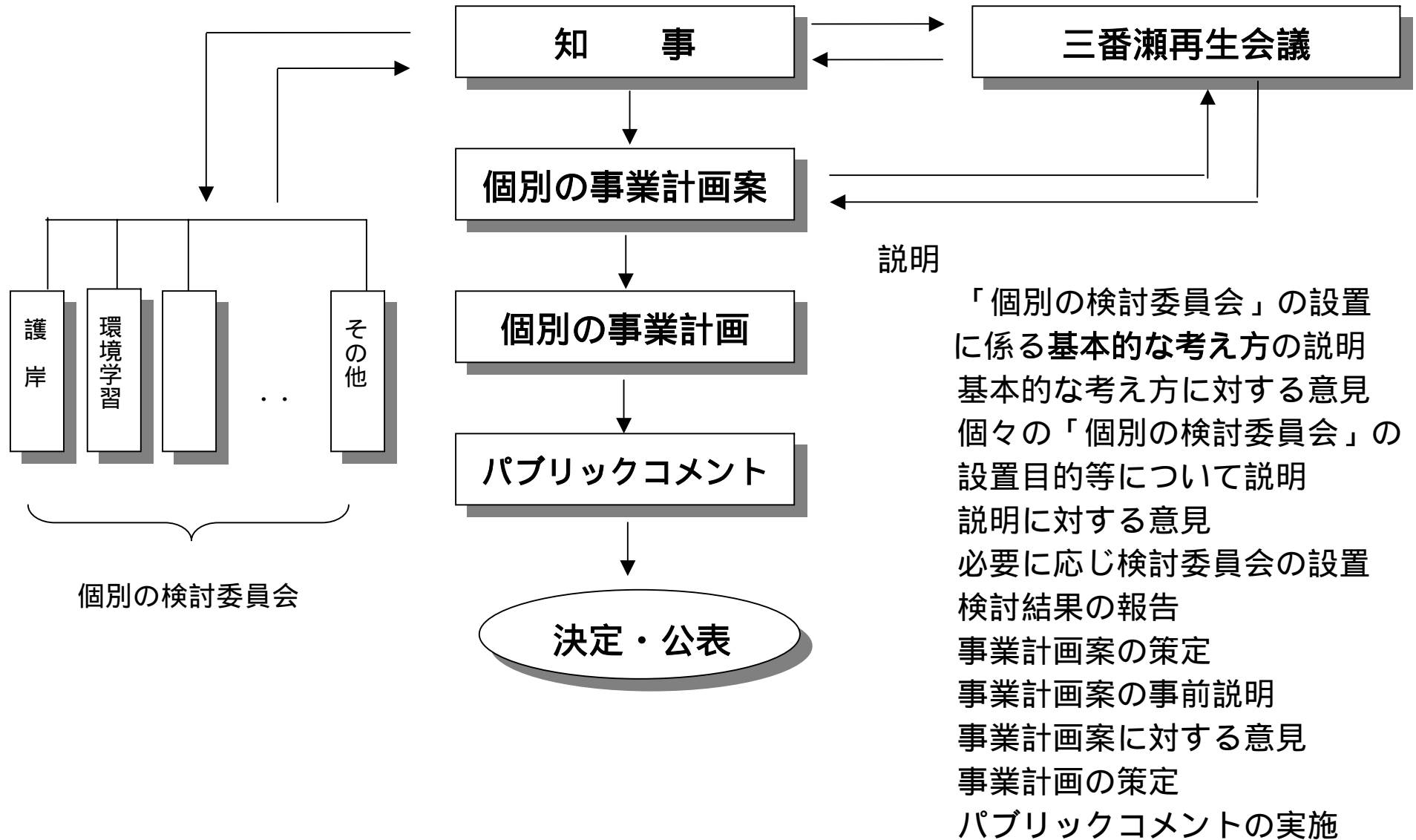
県としては、三番瀬の自然環境の再生に向けて、上記のような再生計画案に記述されている事業については、計画策定と並行して推進を図るべきと考えている。

これらの事業については、事前に三番瀬再生会議に説明した上で、積極的に取り組みたいと考えている。

平成 16 年度事業については、三番瀬再生会議に事前に説明した上で、事業着手すべきところであるが、再生計画案の中で提案されている再生事業のうち、緊急性や継続性が求められている事業について、10月26日に説明会を開催し、一部調査を実施している。

項 目 (平成 16 年度着手事業)
1 三番瀬漁場再生調査事業
2 市川海岸塩浜地先護岸改修に係る調査
3 三番瀬の「自然環境の科学的な情報の集積事業」
4 環境学習及び利用・管理に関する検討
5 三番瀬「市民参加による現地調査事業」

事業計画策定に当たっての手順（修正案）



説明

- 「個別の検討委員会」の設置に係る基本的な考え方の説明
- 基本的な考え方に対する意見
- 個々の「個別の検討委員会」の設置目的等について説明
- 説明に対する意見
- 必要に応じ検討委員会の設置
- 検討結果の報告
- 事業計画案の策定
- 事業計画案の事前説明
- 事業計画案に対する意見
- 事業計画の策定
- パブリックコメントの実施

「個別の検討委員会」の設置に係る基本的な考え方について（案）

平成16年12月27日
千葉県

知事が策定する再生計画のうち、個別の事業計画について検討するため、必要に応じて設置する「個別の検討委員会」の基本的な考え方を次のように整理しました。

1 個別の検討委員会は、三番瀬再生計画検討会議（以下「三番瀬円卓会議」といいます。）から提案された「三番瀬再生計画案」の適正な実現に向け、県が行う個別の事業計画（案）の策定や事業実施に当たって、助言をいただくことを目的に、知事の下に設置します。

2 委員の構成分野は、学識経験者を中心に、委員会の性格に応じて、必要な分野を追加します。

県は、三番瀬再生計画案を実効性のあるものとするため、個別の事業計画を策定するものであり、個別の検討委員会では、科学的な知見に基づく検討を基本とし、経験的な知見や一般県民等の意見も聞きながら進めて行くこととします。

また、三番瀬再生会議における審議が円滑に行えるよう三番瀬再生会議の委員に対し、個別の検討委員会の委員としての参加を要請し、連携を密にすることとします。

なお、委員の人数は、検討に必要な適正人数としますが、20名程度を上限とします。

3 会議の開催方法は、三番瀬円卓会議で培われた「情報公開と住民参加」という理念に基づき、委員への住民参加と一般県民が検討のプロセスを知ることができるよう公開により行うこととします。

また、よりよい事業計画案を策定するための建設的な意見を一般県民からのFAXやメール等により聞くとともに、会場参加者の意見も聞くという従来の手法も取り入れながら、運営してまいります。

平成16年度事業について

1 経緯

平成16年度事業については、三番瀬再生会議に事前に説明した上で、事業着手すべきところであるが、再生計画案の中で提案されている再生事業のうち、緊急性や継続性が求められている事業について、10月26日に説明会を開催し、一部調査を実施している。

2 県が実施する調査事業

項 目	内 容
1 三番瀬漁場再生調査事業	三番瀬を優良な漁場として再生するため必要な調査を実施する。 調査内容 アオサ調査 アサリ調査 藻場造成調査 〔予算 22,407 千円〕
2 市川海岸塩浜地先護岸改修に係る調査	平成16年度においては、環境影響調査等を実施する。 〔予算 50,000 千円〕
3 三番瀬の「自然環境の科学的な情報の集積事業」	三番瀬の継続的な観測・記録調査（モニタリング） 鳥類や海生生物等の自然環境を県民主体でモニタリングする。 自然環境のデータベース構築 再生事業の評価を行うために必要な鳥類や海生生物等の過去のデータも含めデータベースを構築する。 〔予算 17,226 千円〕
4 環境学習及び利用・管理に関する検討	体験型環境学習や指導者等を育成する環境保全の拠点となる施設の設置に当たって、施設のあり方、内容、人材育成のシステムづくり等について検討を行うため、学識経験者、県民、行政等による検討組織を設置する。

3 市民提案の調査

項 目	内 容
1 三番瀬「市民参加による現地調査事業」	環境NPO等から、市民参加の現地調査の希望があることから、その意向に沿った市民調査を企画し、学識経験者にも参加を依頼し、市民がだれでも参加できる調査とする。 なお、調査結果については、別途構築する「自然環境データベース」のデータとして活用することも、併せて検討する。

平成 16 年度「三番瀬漁場再生調査事業」について

平成 16 年 12 月 27 日
水産局 漁業資源課

1 目的

三番瀬を優良な漁場として再生するため必要な調査を実施する。

2 調査事項

(1) アオサ調査

三番瀬において操業及び資源の再生産に支障があるアオサの種ごとの発生量を把握し、効果的に回収、処理、有効活用ができるシステムを構築するために必要な調査を行う。

(2) アサリ調査

冬期のアサリ大量減耗の主因の一つと考えられる強波浪を軽減するための施設をアサリ漁場内に設置し、波浪減耗と砂面変動の実態を把握するとともに実証施設による保護効果を確認するための調査を行う。

(3) 藻場造成調査

アマモ等による藻場造成の効率的手法を開発するために必要な調査を行う。

3 調査内容

(1) アオサ調査

発生量調査（種類・場所・季節ごとの発生量の把握）

回収手法の検討（最適回収時期・場所、回収器具の検討）

マリンサイレージ化試験（海藻の飼料化試験）

(2) アサリ調査

波浪減衰区生残試験（支柱柵設置による波浪減衰効果と生残・分布状況の把握）

波高観測調査（波と砂面変動の関係調査）

(3) 藻場造成調査

生息環境調査（水温、光量等の調査）

アマモ移植・播種試験（実験区に移植・播種し成長・生残の確認）

アマモ種子育成試験（種子の確保）

4 事業スケジュール

【16・17年度】

4月～ 6月 年間調査計画の策定、調査実施

7月～12月 調査実施

1月～ 3月 調査実施、調査結果の解析・取りまとめ、事業報告

5 これまでの調査結果

- ・ 平成15年度調査結果

(1) アオサ調査

遺伝子解析において、アナアオサ・ミナミアオサ・リボンアオサの3種類が判別された。

(2) アサリ調査

波浪減衰効果把握調査：多くの調査点でアサリの密度減少が認められたことから、広い範囲でのアサリの自然減耗が生じていることが推察された。また、既存のノリ養殖施設での波浪減衰効果とアサリ保護効果が認められた。

(3) 藻場造成調査

富津干潟、盤州等9カ所のほか外洋の相模湾（天神島）を調査したところ、富津干潟のアマモ場が最大規模を有しており、解析の結果でも遺伝的に近いことが判明したことから、富津干潟の株の移植を行うことが適正と判断された。

- ・ 平成16年度調査（中間報告）

(1) アオサ調査

アオサ発生量調査：4月から毎月1～2回三番瀬海域の19点定点で実施している。発生は春先よりも秋口に全域的に多くなる。また、桁網による試験回収を実施する。

マリンサイレージ化試験：アサリ稚貝（殻長3mm）を用いての給餌試験を行った結果、成績は芳しくなかった。

(2) アサリ調査

ノリ養殖支柱柵を設置して、波浪減衰による減耗防止効果調査を実験区域内で10月から実施しており、2月まで継続予定。

波高観測は12月から実施している。

(3) 藻場造成調査

生息環境調査：4月から月1回19地点（アオサ調査と同じ）で水温、水質調査を実施している。

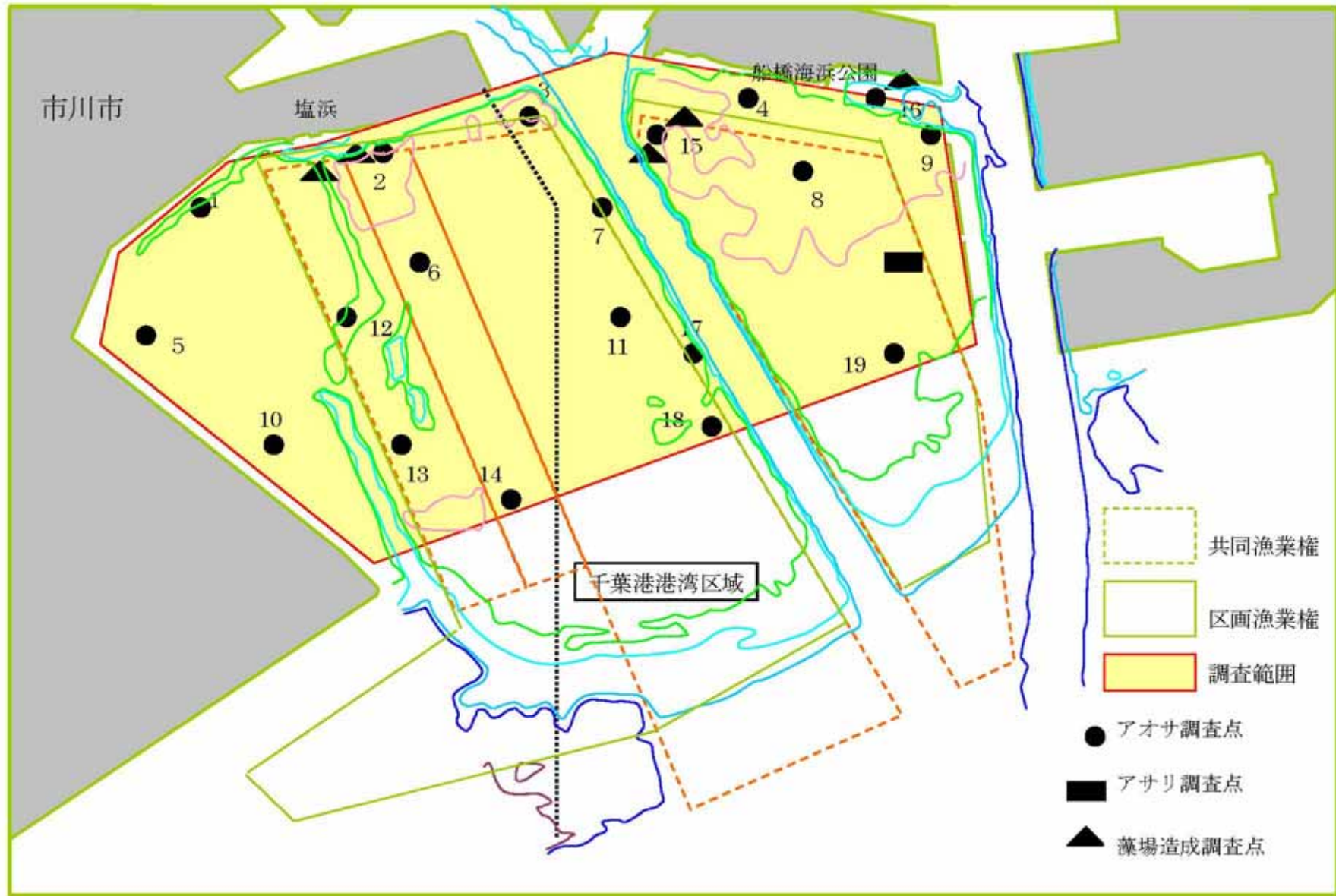
アマモ移植・播種試験：5月に試験区に移植したが、夏期の高水温(28以上)のため枯死した。

10月に再度移植して、試験を継続している。

11月下旬に5カ所に播種した。

アマモ種子の育成試験：富津干潟周辺のアマモを採取・育成し、1,250粒を採取した。

平成16年度 三番瀬漁場再生調査事業 調査点



平成16年度市川海岸塩浜地先護岸改修に係る調査について

平成16年12月27日
県土整備部 河川計画課・河川環境課

1. 目的

市川海岸塩浜地先の護岸改修の検討に必要な基礎資料を得るため、「深浅測量」、「地質調査」、「環境基礎調査」を実施しています。

2. 調査の内容

1) 深浅測量

海底の起伏等によっては生息する生物が異なることから、生物調査の箇所選定の資料とすべく、水深を調査し海底の形状を把握するものです。

2) 地質調査

護岸構造や海と陸との連続性の確保の検討に必要な、透水性や地下水位、地質構成等の把握を目的に行うボーリング調査です。

3) 環境基礎調査

生物調査

貝類やイソギンチャク、ゴカイなどの「底生生物」と、既設護岸に付着しているフジツボなどの「付着生物」を把握するための調査で、四季毎に行います。

波の解析

高潮対策の検討に必要な波の解析を行うものです。

3. 調査時期

1) 深浅測量

11月中に現地での測量を終了し、現在その結果を取りまとめているところです。

2) 地質調査

平成17年2月上旬に行う予定で関係者と実施日を調整しています。

詳細な日程が決まりましたら別途お知らせします。

3) 環境基礎調査

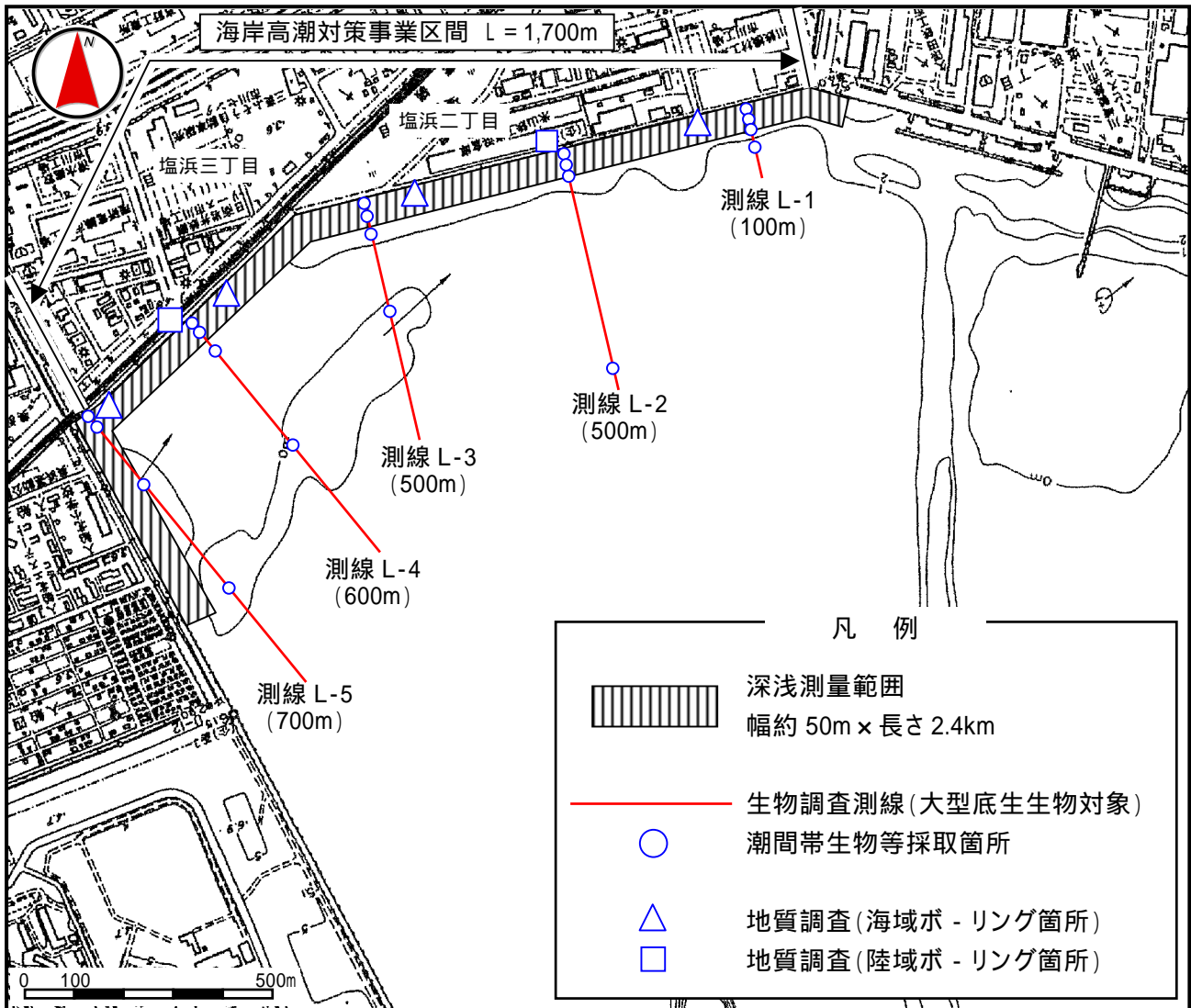
秋の生物調査を11月26日から30日にかけて行い、結果をまとめているところです。また、冬の生物調査は2月に予定しておりますが、詳細な日程が決まりましたら別途お知らせします。

なお、波の解析等は今後進めてまいります。

4. 事業手法

護岸の具体的な構造や位置、施工方法などについて、学識経験者などから助言をいただきながら検討を進めることとしています。

調査ヶ所図



潮間帯生物等の採取箇所一覧

測線名	潮間帯生物等採取箇所			
	1	2	3	4
L-1	0m 護岸直下	20m 護岸前面の砂底	45m 濁筋の底部	90m 濁筋沖合の平坦部 (シルト)
L-2	0m 護岸直下	11m 護岸前面のカキ礁	45m 濁筋の底部	460m 濁筋沖合の平坦部 (砂底)
L-3	0m 護岸直下	30m 護岸前面の砂底	70m 濁筋の底部	200m 濁筋沖合の平坦部 (砂底)
L-4	0m 護岸直下	9m 護岸前面のカキ礁	80m シルト	300m 砂底
L-5	0m 護岸直下	20m シルト	165m カキ礁	450m カキ礁

採取箇所は、各生物調査測線の陸側起点を 0m とした離岸距離。

平成16年度「自然環境のデータベース構築，継続的な観測・記録調査
(モニタリング)などの科学的な情報の集積」について

平成16年12月27日
環境生活部環境政策課
環境生活部自然保護課

1 目的

三番瀬の自然環境の再生を支える科学的な情報の集積を推進するとともに，情報の解析手法やモニタリングの内容についても検討し，さらにインターネット等により，集積された情報の提供を図ることを目的とする。

2 内容

再生事業の順応的管理を進めるため，これまでに蓄積された底質や生物の分布など三番瀬の自然環境の情報、並びに鳥類や海生生物等を対象とした県及び県民主体の継続的な観測・記録調査(モニタリング)の情報等をデータベース化する。

3 事業手法

(1) データベース

学識経験者の助言を受けながら，委託事業として実施し，その結果を三番瀬再生会議に報告する。

(2) モニタリング

鳥類及び海生生物の調査について、NPOに対し事業を委託し、実施する。

なお、委託先のNPOの選定に当たっては、今後、三番瀬再生会議委員やNPOに関する有識者等による選定委員会を設置し、受託者を決定する。

4 事業スケジュール ... データベース，モニタリングとも

【16年度】

1月 ... 事業委託

3月 ... 完了報告

【17年度】

4月～7月 ... 事業委託

3月 ... 完了報告

平成16年度「環境学習及び利用・管理に関する検討」について

平成16年12月27日
環境生活部環境政策課

1 目的

体験型環境学習や指導者等を育成する環境保全の拠点となる施設について、施設のあり方、内容、人材育成のシステムづくり等について検討を行うため、学識経験者等による検討組織を設置する。

2 内容

検討組織において、

- (1) 三番瀬を活用した環境学習のための施設のあり方について
- (2) 三番瀬の維持管理活動、調査研究の拠点としてのあり方について
- (3) 三番瀬の再生に貢献する人材育成のシステムづくりについて
- (4) その他、三番瀬を活用した環境学習に関すること

について、検討する。

3 事業手法

ア 検討組織の設置

三番瀬再生計画案において提案された「環境学習」に係る県再生計画を策定するため、(仮称)「三番瀬環境学習施設等検討委員会」を設置する。

イ 委員構成

学識経験者、地元住民、漁業関係者、環境保護団体、行政から構成。

(10~15名)

ウ 会議の方法

『「個別の検討委員会」の設置に係る基本的な考え方』に沿って、開催する。

4 事業スケジュール(予定)

16年度		17年度	
1月中	委員就任依頼	4月~6月	検討会議開催
		7月~9月	検討会議開催
2月中	第1回検討委員会開催	10月~12月	検討会議開催
		1月~3月	検討会議開催

平成16年度三番瀬「市民参加による現地調査事業」について

平成16年12月27日
総合企画部企画調整課

1 目的

三番瀬「市民参加による現地調査事業」については、市民参加型の調査事業として、三番瀬の再生を市民レベルで進める上で必要な事業であることから、学識経験者にも協力をお願いし、市民、学識経験者、環境NPOが協働して進めることを目的とする。

2 内容

市民参加型の調査として希望する現地調査を、環境NPO、市民と意見交換を行いながら、調査計画を決定することとする。

3 事業手法

三番瀬「市民参加による現地調査事業」の実施について、市民、環境NPOに対し事前に説明し、意見交換を行う。

県は、三番瀬「市民参加による現地調査事業」について、学識経験者にも協力をお願いし、市民、環境NPO、学識経験者及び県が協働して事業を実施する。

4 事業スケジュール

1月	事前説明、事業計画の作成
1月～ 2月	調査の実施
3月	調査結果のまとめ、公表

平成17年度県予算について

平成17年度においては、当初予算は、必要最小限の経費のみを計上した骨格予算となり、6月議会で全体の予算が審議され、平成17年度予算全体が決まる見込みとなっている。

三番瀬関連県予算の骨格予算としては、三番瀬再生会議やサテライトオフィスの運営、三番瀬自然環境調査を検討している。

スケジュール

2月議会（平成17年1月25日～2月17日の予定） 骨格予算

6月議会（平成17年6月～7月頃） 6月補正予算

三番瀬再生計画検討会議（三番瀬円卓会議）から提出された

三番瀬再生計画案〔骨子〕

平成16年1月22日提出

三番瀬再生計画策定会議

第一章 再生の基本的な考え方

三番瀬の歴史や現状を踏まえ、かつての干潟を中心とした三番瀬の環境をできる限り復活するという視点に立った自然再生を行う。

三番瀬の再生の目標

- 海と陸との連続性の回復
- 生物種や環境の多様性の回復
- 環境の持続性・回復力の確保
- 漁場の生産力の回復
- 人と自然とのふれあいの確保

第二章 再生のために必要な項目

三番瀬の再生のために必要な取組みを11項目にわたって整理した。項目ごとに現状、目標、アクションプランを記述した。

（以下、各項目の「目標」の抜粋）

1 干潟・浅海域

多様な生物がすみ、じょう乱からの回復力の強い干潟・浅海域をとり戻し、生物作用などに基づく干潟・浅海域の諸機能の強化を図る。

2 生態系・鳥類

現存量や再生産力など、かつての豊かであった時を目標に回復をめざす必要がある。目標とする生物種が必要とする環境条件の回復を基本にしつつ、総体としては干潟的な多様な環境の創造をめざす。

3 漁業

若年層が希望を持って漁業を引き継げるよう安定した収入をあげられる見通しが重要であり、多様な魚種が漁獲される漁場の再生を目指す。

4 水・底質環境

- ・ 流入する汚濁負荷量を減少させ、流入河川の水質改善を行う。
- ・ 多様な塩水濃度の汽水域を復活させ、干出域を拡大させる。
- ・ 青潮の発生の抑制を図る。 など

5 海と陸との連続性・護岸

- ・ 海と陸との自然的な連続性を取り戻すこと
- ・ 人と三番瀬の健全なふれあいを確保すること
- ・ 護岸の安全性を確保すること

6 三番瀬に向き合う街づくり・景観

浦安 日の出地区にある貴重な干出域を活かし、特性を活かした街づくり

市川 三番瀬と行徳湿地との自然な連携を強める。 など

船橋 ふなばし三番瀬海浜公園を中心とした人と自然が共生する街づくり

7 海や浜辺の利用

三番瀬を、ふる里の海として実感できるように、市民が親しめ、安全に利用できるようにすることをめざす。

8 環境学習・教育

- ・ 環境教育・学習施設の設置
- ・ 環境教育・学習の実施
- ・ 人材の育成・確保

9 維持・管理

- ・ 多くの個人・団体が参加し、友好的な協働がなされる仕組みづくり
- ・ 順応的管理、モニタリングの枠組みづくり
- ・ 広域的なネットワークづくり

10 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進

- ・ 三番瀬の再生や保全などの取組みが県の条例として位置づけられ、息長く行われていくようにする。
- ・ 関係者の合意の下で、ラムサール条約の登録を行う。

11 広報

市民参加、わかりやすい情報提供、勉強会や観察会の実施、インパクトのある広報を行う。

第三章 課題

再生計画の実施において、留意すべき事項として、次の点について記述。

再生事業の進め方

関連する公共事業との調整

関係者の協調・協働

科学的な調査の継続・充実

第四章 提言

(1) 三番瀬の自然再生のための具体的施策

海と陸との連続性を取り戻すことによって、豊かな三番瀬の再生を実現するための第一歩として具体的な施策を提案する。ただし、これらを実施する際には、小規模に試しながら結果を定期的にモニタリングし軌道修正を施す順応的管理を取り入れる必要がある。

- 1) 行徳湿地の大水深部の浅水化、湿地への淡水導入、三番瀬との連絡水路の開渠化
- 2) 猫実川の後背湿地・干潟化
- 3) 市川市塩浜2丁目の現護岸の一部撤去とその陸側区域の湿地化
- 4) 市川市塩浜2丁目の改修護岸前面における干出域の形成
- 5) 浦安市日の出地区の現護岸陸域側区域の後背湿地・干潟化
- 6) ふなばし三番瀬海浜公園周辺の海と陸との自然的連続性の確保
- 7) 江戸川から小河川や水路を通じた三番瀬への淡水導入

(2) 人と自然の共生を実現するための具体的施策

人と三番瀬のつながりのよりよい方向をめざして、三番瀬の自然環境との調和に配慮しながら、実施に向けて検討すべき具体的施策を提案する。

- 1) 漁場や漁港の整備を含む持続可能な漁業に向けた検討の推進
- 2) 海岸の眺望スポットや水に触れる親水スポットの設置
- 3) 海岸線に沿って移動するための遊歩道やサイクリングロード、海岸に出るための緑道の設置
- 4) 海から三番瀬へのアクセスを可能にする船着場の整備
- 5) 過度の利用を避けるための保全ゾーンの設定や利用ルールの確立
- 6) 高潮・高波に対する必要な安全性を確保しつつ、かつ自然環境に配慮して海域を狭めることのない護岸の設置
- 7) 三番瀬における環境学習・教育施設とその運営を検討するための設立準備委員会（三番瀬エコ・ミュージアム準備委員会：仮称）の設置
- 8) 三番瀬を長期的に維持・管理するための調査・運営体制の確立
- 9) 漂着ゴミの清掃活動の継続的实施
- 10) さまざまなメディアや行事を通じた三番瀬での活動の広報

(3) 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録推進

三番瀬再生保全利用条例を制定して三番瀬の再生・保全・利用のあり方を示し、ラムサール条約への登録に向けて早期に関係者の合意を形成していく。